

●香川県告示第162号

香川県建設工事共同企業体事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和3年3月30日

香川県知事 浜田恵造

香川県建設工事共同企業体事務取扱要領の一部を改正する要領

香川県建設工事共同企業体事務取扱要領（平成元年香川県告示第313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入札)</p> <p>第8条 契約担当者は、特定建設工事共同企業体が提出する入札書については、特定建設工事共同企業体の名称及びその代表者である構成員を明記の上、構成員全員の連名で記名させるものとする。ただし、1人の構成員に他の構成員が入札に関する権限を委任している場合には、特定建設工事共同企業体の名称及び受任構成員であることを明記の上、受任構成員のみで記名させることができる。</p>	<p>(入札)</p> <p>第8条 契約担当者は、特定建設工事共同企業体が提出する入札書については、特定建設工事共同企業体の名称及びその代表者である構成員を明記の上、構成員全員の連名で記名<u>押印</u>させるものとする。ただし、1人の構成員に他の構成員が入札に関する権限を委任している場合には、特定建設工事共同企業体の名称及び受任構成員であることを明記の上、受任構成員のみで記名<u>押印</u>させることができる。</p>

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。